

○本庄市水道料金の漏水減額措置に関する規程

平成21年7月29日

企業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市水道事業給水条例（平成18年本庄市条例第181号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づく水道料金の減額の措置（以下「減額措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額措置の要件)

第2条 減額措置は、給水装置における漏水を原因とする使用水量の増加に際して行うものとし、当該漏水が次の各号のいずれにも該当する場合について適用する。

(1) 家屋の壁体内若しくは床下又は地下に設置された給水装置における漏水及び受水槽が設置されている場合の受水槽内のボールタップの故障による漏水であって、水道の所有者、使用者又は管理人（以下「水道使用者等」という。）において発見が困難と認められること。

(2) 水道使用者等が同一会計年度内に当該給水装置において減額措置を受けたことがないこと。

(3) 水道使用者等が水道料金を完納していること。

(4) 漏水の修繕を、条例第9条の規定により市長の指定を受けた者が行うこと（緊急かつやむを得ない修繕のときを除く。）。

(減額措置の対象期間)

第3条 減額措置の対象となる期間は、1給水装置について漏水の認められる期間のうち1調定分の期間とする。

(漏水量の認定)

第4条 漏水量の認定は、計量水量から次条に規定する推定使用水量を控除した残量（以下「認定漏水量」という。）とする。この場合において、認定漏水量の1立方メートル未満の値は、切り捨てるものとする。

(推定使用水量の認定)

第5条 推定使用水量の認定は、次に定めるもののうちでいずれか少ない方の水量とする。この場合において、推定使用水量の1立方メートル未満の値は、切り捨てるものとする。

(1) 漏水発生前6か月間の使用水量の平均値

(2) 前年同期の使用水量

2 前項の規定にかかわらず、漏水後の使用水量に著しい増減があるとき、又は使用水量の実績がないときは、漏水修繕後の1調定分の期間における使用水量

の1日当たり平均値に、第3条に規定する減額措置の対象期間に係る日数を乗じて得た値をもって推定使用水量として認定することができる。

(減額措置額の算定)

第6条 減額措置の対象となる水道料金の額は、第3条に規定する減額措置の対象期間に係る水道料金から、次の式により算定した値(1立方メートル未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)を基に条例第26条の規定により得た額を控除した額とする。

認定漏水量×1/2+推定使用水量

(申請手続)

第7条 減額措置を受けようとする水道使用者等は、漏水の修繕後速やかに、本庄市水道料金漏水減額措置申請書(様式第1号)に、第2条第4号に規定する者が作成した宅地内漏水修繕報告書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定可否の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、本庄市水道料金漏水減額措置決定通知書(様式第3号)又は本庄市水道料金漏水減額措置却下通知書(様式第4号)により、水道使用者等に通知するものとする。

(料金の納入)

第9条 水道使用者等が、減額措置の決定を受けた料金を指定された期限内に納入しないときは、当該減額措置は、その効力を失うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、減額措置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成28年8月1日企管規程第6号)

この規程は、平成28年9月1日から施行する。